

山田みやこの活動報告

平成30年9月16日(日)

檻の中のライオン

～憲法ってなんだろう?～

ひろしま市民法律事務所 椋(はんどう)大樹弁護士のはなし

中学生向け副教材(公民の資料)に掲載され、わかりやすく憲法について解説されている。

檻(憲法)とライオン(国家権力)のたとえ話で、憲法について学習した。

〈現憲法〉

基本的人権 11条, 97条

当たり前のはずが当たり前でなかった過去があったので明記している。

個人の尊重 13条

一人ひとり違っていい、みんな大切、異なる個性

国家権力(ライオン)は自分のために濫用されると暴走する。

そのために紙に書いた契約書(社会契約) = 憲法(檻)が必要。濫用をチェックするのは国民投票。

臨時国会召集 53条

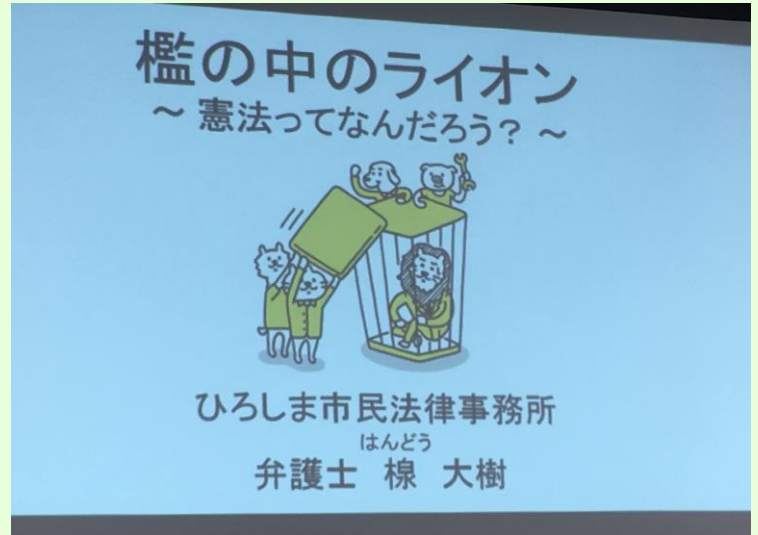
少数派の意見を聞く。選挙で選ばれた権力(ライオン)は何をしてもよい訳ではない。

平成27年9月19日 安保法制の時も臨時国会は開かれなかった。

平成29年6月 共謀罪の時は9月28日に臨時国会は開いたものの、すぐに解散という現状。

平和主義 9条

国家権力(ライオン)が勝手に戦争しないために、人間らしく生きていくために憲法(檻)でコントロールしなければならない。



憲法を改正せず集団的自衛権を認めた。これは力まかせに檻を壊したことになる。

私たちが安心して自由に言いたいことを言えるのは檻(憲法)があるから。

知る権利 21条1項

国民が知ることで任せて良いのか判断できる。

※自民党改憲草案

前文の主語	日本国民は→日本国は
3条2項	国旗・国家の尊重義務
13条	個人の尊重の個を削除
9条	集団的自衛権・集団安全保障 国防軍
100条	憲法改正の発議要件が総議員の 「過半数」の賛成
21条2項	公益及び公の秩序を害する言論 は認められない

分かりやすく憲法について話された。現状を多くの人々が知ることが大切と全国を飛び回り、183回の講演を行っている。

本県は27番目の開催権。精力的な活動である。

